三木プーリグループ

グリーン調達基準　第3.0版

三木プーリ株式会社

1. 目的

三木プーリグループが販売するグリーン製品を構成する原材料及び部品に含有する化学物質について、使用禁止物質及び管理基準を明確にし、三木プーリ製品の環境負荷低減を通じて社会に貢献することを目指します。

2. 適用範囲

三木プーリグループが販売するグリーン製品およびそのグリーン製品を構成する全ての原材料、部品、その他の物品に適用します。

3. 用語の定義

3.1 グリーン製品

グリーン製品とは、「表1.使用禁止化学物質」に定める化学物質の不使用を保証した製品を指します。
同時に、三木プーリグループが世界に向けて製品を供給するメーカとして法令を遵守した法規制適合製品です。
図面・部品表等には「グリーン指定品」、「RoHS適合品」、「管G」(Gはグリーンの頭文字)等の表示をします。

3.2 使用禁止化学物質

使用することを禁止し、不純物として閾値を超えて含有することを禁止した材料及び化学物質。
含有量の調査対象となります。「表1.使用禁止化学物質」参照。

3.3 化学物質

化学物質とは化学元素および化学元素の化合物。例:鉛(化学元素)、酸化鉛(化合物)、ポリ塩化ビニル(化合物))

3.4 閾値

不純物として含有されることが許される最大許容濃度。

3.5 不使用保証書

供給先が三木プーリグループに納入している原材料・部品・購入品に対し、納入済のみならず今後納入する原材料・部品についても使用禁止物質が含まれないことを証明する文書。(「製品に含まれる化学物質不使用保証書」(04-00006様式-A))

3.6 均質材料

機械的に分離することのできない単一の材料

4. 調査・管理対象資材

調査・管理対象資材例を「表2. 調査・管理対象資材」に掲げています。

5. 調達基準

5.1 使用禁止化学物質及び調査物質

(1) 本規定「表1. 使用禁止化学物質」に掲げる化学物質の使用を禁止します。

(2) 不純物の含有許容濃度(閾値)は均質材料において、下記の通りとします。不純物の閾値を超えた含有を禁止します。

(2.1) 「鉛/鉛の化合物」、「水銀/水銀の化合物」、「六価クロム/六価クロム化合物」、「ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)」、「ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)」の最大許容濃度は、1,000mg/kg(ppm)とします。

(2.2) 「カドミウム/カドミウムの化合物」の最大許容濃度は、100mg/kg(ppm)とします。

(3) 原則として納入者の不使用保証書を要求します。

(4) 顧客要求により製品毎に別途調査物質及び使用禁止物質を付け加え、追加した物質に対する不使用保証書をいただく場合があります。

(5) 使用禁止除外用途の記載がある物質は、その用途における使用を認め、グリーン調達基準付表「表5.適用除外項目」に表示しています。

(6) 使用禁止化学物質リスト

表1. 使用禁止化学物質

	禁止有害化学物質	閾値
1	鉛	1,000ppm
2	水銀	1,000ppm
3	カドミウム	100ppm
4	六価クロム	1,000ppm
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBBs)	1,000ppm
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDEs)	1,000ppm

5.2 成分分析調査

(1) 使用禁止化学物質について、成分分析調査を要求することがあります。

6. 使用禁止化学物質の含有量調査について

調査・管理対象資材は、含有される使用禁止化学物質とその量を把握するため、含有の有無、含有量、及び含有部位、含有目的等の詳細情報について、「化学物質調査表(04-00107)」を用いて調査を実施します。また、必要と判断した場合には、納入品の製造工程における使用禁止化学物質の使用状況についても、同様の調査を実施します。

化学物質の含有量記入方法については、「化学物質調査表(記入要領付)(04-00107)」に記載してあります。

7. 不使用証明書の提出

三木プーリグループへの納入品に関し、含有される使用禁止化学物質の調査をお取引先様に行っていただいた上で、使用禁止物質の含有が無いという証明のために、不使用保証書の提出をお願いします。

使用禁止化学物質の不使用保証は、「製品に含まれる化学物質不使用保証書(兼化学物質使用製品確認書)(本規定様式－A)」に記載された調査対象品毎に、「不使用保証欄」の「保証対象」又は「保証外」の該当欄に「✔印」を記入していただきます。

8. 法規制及びその他の要求事項の遵守

三木プーリグループは法令・規制要求事項を遵守し、特定した顧客要求事項についても本規定に優先して遵守します。

供給先から三木プーリグループに納入される部材についても、法規制適合品であることをお願いします。

9. 見直し・変更

(1) 見直し・変更

本規定は、随時もしくは原則として年1回の定期見直しを行います。

(2) 規定の改版管理

化学物質の管理基準(物質、閾値等)を変更する場合は原則として改版します。

(附則)

1. 改訂日: 平成 20 年 2 月 29 日 3.0 版に改訂。
2. 発効期日: この規定の発効期日は平成 20 年 3 月 6 日とする。

表2. 調査・管理対象資材

管理区分	種類		事例
調査・管理対象資材	製品を構成する部品・副資材	製品を構成する資材 （製品の一部として使用されている資材）	材料、部品、 エポキシ、半田、フラックス、防錆油、防錆剤、接着剤、希釈剤、インク、塗料、グリス、ネジロック 型式ラベル、等
		製品と共に必ず同梱する副資材 （部品表に組込まれている副資材）	梱包材 ネームシール、ポリ袋、ペイント 取扱説明書
	製品の輸送・保護に用いる副資材	製品の輸送・保護に用いる副資材 （部品表に組込まれていない副資材）	梱包テープ、緩衝材、セロファンテープ、PPバンド、輪ゴム PPバンド固定具、封緘針 木枠
	生産活動に使用する副資材	製品・部品に直接付着の可能性がある副資材 （製品／部品加工／組立て時や設備の保守に使用する副資材及び作業環境など）	切削油、切削液、洗浄液、防錆油 剥離材、離型剤 メッキ液、溶剤 オイルミスト（大気）等
管理対象外の資材	その他	付着の可能性が殆どない設備・治工具類 （製品／部品加工・組立時の環境や設備等に使用の物品）	設備、治工具、工具、切削工具、チップ（刃） 測定器 台車 部品箱、保管容器、容器、部品保管袋、通い箱 綿棒、刷毛

（様式ーA）

作成日　　　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿宛

製品に含まれる化学物質不使用保証書
（兼化学物質使用製品確認書）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
部署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印
責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当社は、三木プーリグループに納入している以下に明記された調査対象品に、表 1.の使用禁止化学物質が含まれていないことを保証します。
同時に、調査対象品は法令を遵守したものであることを保証します。
(遵守するべき法規制のある化学物質の具体例は三木プーリグリーン調達基準付表 6.0 を参照して下さい。)

表 1.使用禁止化学物質

	使用禁止化学物質	閾値
1	鉛/鉛化合物	1,000ppm
2	水銀/水銀化合物	1,000ppm
3	カドミウム/カドミウム化合物	100ppm
4	六価クロム/六価クロム化合物	1,000ppm
5	ポリ臭化ビフェニル類（PBBs）	1,000ppm
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDEs）	1,000ppm

（意図的添加が無く均質な材料中での含有が閾値以下の場合は非含有と判定します。）

記

調査対象品		不使用保証欄（該当欄に✔印記入）		保証外の場合代替計画の予定	備考
品番	品名	保証対象	保証外		

04-00006 様式-A03

（参考資料）

〔化学物質調査表〕

1.【回答元】

回答元	記入日　　　　　　　　年　　　月　　　日
	会社名　　　　　　　　　　　　　　　　印
	住　所
	部署名
	担当者名
	電話番号
	FAX 番号

2.【調査対象製品】（含有判定：含有＝Y、非含有＝N）

製品番号	製品名	メーカ名 / 型番	材質 / 処理名	調査単位（個、Kg、g、cm^2等）	調査単位総重量	含有総合判定（Y/N）
					（g）	

3.【調査対象化学物質】

化学物質 No.	材料又は化学物質群	閾値
1	鉛/鉛化合物	1,000ppm
2	水銀/水銀化合物	1,000ppm
3	カドミウム/カドミウム化合物	100ppm
4	六価クロム/六価クロム化合物	1,000ppm
5	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	1,000ppm
6	ポリ臭化ｼﾞﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ類（PBDE 類）	1,000ppm

4.【含有化学物質情報－含有判定】

化学物質 No.	材料及び化学物質群	含有判定（閾値を超えた含有の有無）（該当欄に✔印を記入）		含有の場合 材料及び化学物質の総含有量(g)	含有の場合 材料及び化学物質の詳細情報（物質名、使用目的、使用部位、含有率等）
		含有	非含有		
1	鉛/鉛化合物				
2	水銀/水銀化合物				
3	カドミウム/カドミウム化合物				
4	六価クロム/六価クロム化合物				
5	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）				
6	ポリ臭化ｼﾞﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ類（PBDE 類）				

（意図的添加がなく均質な材料中での含有が閾値以下の場合は非含有と判定します。）

04-00107　様式 B-02

表３．規制情報と使用例

表３．規制情報と使用例

No.	化学物質群	Substance	関連する主な法規制等	使用例
1	鉛/鉛化合物	Lead and Lead Compounds	76/769/EEC,危険物質の販売・使用及び修正：(86/677/EEC,91/157/EEC,93/86/EEC),2000/53/EC(EU/ELV 指令),2002/95/EC(EU/RoHS 指令),94/62/EEC(EU 包装材指令),米国包装材重金属規制(米国 17 州)、カリフォルニア州プレポジション 65	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X 線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、ゴム加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めっき材料、合金成分、樹脂添加剤
2	水銀/水銀化合物	Mercury and Mercury Compounds	76/769/EEC, 危険物質の販売・使用及び修正：(86/677/EEC,91/157/EEC, +98/101/EEC)；2000/53/EC(EU/ELV 指令)、2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、94/62/EEC(EU 包装材指令)、米国包装材重金属規制(米国 17 州)；さらにﾆｭｰｲﾝｸﾞﾗﾝﾄﾞ水銀含有製品規制(ﾊﾞｰﾓﾝﾄ州、ﾆｭｰﾊﾝﾌﾟｼｬｰ州、ﾒﾘｰﾗﾝﾄﾞ州、ﾒｲﾝ州)	蛍光灯、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理
3	カドミウム/カドミウム化合物	Cadmium and Cadmium Compounds	デンマークカドミウム含有製品の販売、輸入、製造の禁止に関する 1992 年 12 月 23 日第 1199 法定命令、76/769/EEC,危険物質の販売・使用及び修正：(91/338/EEC,91/157/EEC,93/86/EEC)；2000/53/EC(EU/ELV 指令)；2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、94/62/EEC(EU 包装指令)、米国包装材重金属規制(米国 17 州)	顔料、耐蝕表面処理、電気・電子材料、光学材料、安定剤、メッキ材料、樹脂用顔料、光学ガラス用蛍光剤、電極、はんだ材料、接点、亜鉛メッキ、塩ビ安定剤
4	六価クロム/六価クロム化合物	Hexavalent Chromium Compounds	2000/53/EC(EU/ELV 指令)、2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、94/62/EEC(EU 包装材指令)、米国包装材重金属規制(米国 17 州)	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、表面処理、クロメート処理、塗料密着性向上、防錆
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	Polybrominated Biphenyls (PBBs)	2002/95/EC(EU/RoHS 指令)、ドイツダイオキシン法	難燃剤
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	Polybrominated Diphenyl ethers (PBDEs)	2002/95/EC(EU/RoHS 指令),ドイツダイオキシン法；76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(pentaBDE、octaBDE について 2003/11/EEC)、米国法(pentaBDE、octaBDE についてﾊﾜｲ州、ﾒｲﾝ州)	難燃剤

(注)　「表３．規制情報と使用例」は、ジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG）（電気・電子機器製品の含有化学物質情報開示に関するガイドライン）を参照して定めてあります。

化学物質群の詳細については、「表４．化学物質の詳細な例示物質リスト」を参照してください。

表4. 化学物質の詳細な例示物質リスト（1/2）

表 4.化学物質の詳細な例示物質リスト（1/2）

	物質群	例示物質名	Substance	Chemical Formula	金属換算係数	CAS №.
1	鉛及びその化合物	鉛	Lead	Pb	1.000	7439-92-1
		硫酸鉛(Ⅱ)	Lead(II) sulfate	$PbSO_4$	0.683	7446-14-2
		炭酸鉛	Lead(II) carbonate	$PbCO_3$	0.775	598-63-0
		炭酸水酸化鉛（亜炭酸鉛）	Lead hydroxidcarbonate	$2PbCO_3.Pb(OH)_2$	0.801	1319-46-6
		酢酸鉛	Lead acetate	$Pb(CH_3COO)_2 \cdot 3H_2O$	0.637	301-04-2
		酢酸鉛(Ⅱ)、三水和物	Lead(Ⅱ) acetate , trihydrate	$Pb(CH_3COO)_2 \cdot 3H_2O$	0.546	6080-56-4
		リン酸鉛	Lead phosphate	$Pb_3(PO_4)_2$	0.766	7446-27-7
		セレン化鉛	Lead selenide	PbSe	0.724	12069-00-0
		酸化鉛(Ⅳ)	Lead(IV) oxide	PbO_2	0.866	1309-60-0
		酸化鉛(Ⅱ,Ⅳ)	Lead(II,IV) oxide	Pb_3O_4	0.907	1314-41-6
		硫化鉛(Ⅱ)	Lead(II) sulfide	PbS	0.866	1314-87-0
		酸化鉛(Ⅱ)	Lead(II) oxide	PbO	0.928	1317-36-8
		塩基性炭酸鉛(Ⅱ)	Lead(II) carbonate basic	$2PbCO_3.Pb(OH)_2$	0.801	1319-46-6
		炭酸水酸化鉛	Lead hydroxidcarbonate	$2PbCO_3.Pb(OH)_2$	0.801	1344-36-1
		リン酸鉛(Ⅱ)	Lead(Ⅱ) phosphate	$Pb_3(PO_4)_2$	0.766	7446-27-7
		クロム酸鉛	Lead(II) chromate	$PbCrO_4$	0.641	7758-97-6
		チタン酸鉛	Lead(II) titanate	$PbTiO_3$	0.686	12060-00-3
		硫酸鉛	Lead sulfate,sulphuric acid, lead salt	Pb_xSO_4	1.000	15739-80-7
		三塩基性硫酸鉛	Lead sulphate,tribasic	$PbSO_4.H_2O$	0.850	12202-17-4
		ステアリン酸鉛	Lead stearate	$Pb(C_{17}H_{35}COO)_2$	0.268	1072-35-1
		その他の鉛化合物	Other lead compounds	−	−	−
2	水銀及びその化合物	水銀	Mercury	Hg	1.000	7439-97-6
		塩化第二水銀	Mercuric chloride	$HgCl_2$	−	33631-63-9
		塩化水銀(Ⅱ)	Mercury(II) chloride	$HgCl_2$	0.739	7487-94-7
		硫酸水銀	Mercuric sulfate	$HgSO_4$	0.676	7783-35-9
		硝酸第二水銀	Mercuric nitrate	$Hg(NO_3)_2$	0.618	10045-94-0
		酸化水銀(Ⅱ)	Mercury(II) oxide	HgO	0.926	21908-53-2
		硫化第二水銀	Mercuric sulfate	HgS	0.862	1344-48-5
		その他の水銀化合物	Other mercury compounds	−	−	−
3	カドミウム及びその化合物	カドミウム	Cadmium	Cd	1.000	7440-43-9
		酸化カドミウム	Cadmium oxide	CdO	0.875	1306-19-0
		硫化カドミウム	Cadmium sulfide	CdS	0.778	1306-23-6
		塩化カドミウム	Cadmium chloride	$CdCl_2$	0.613	10108-64-2
		硫酸カドミウム	Cadmium sulfate	$CdSO_4$	0.539	10124-36-4
		その他のカドミウム化合物	Other cadmium compounds	−	−	−
4	六価クロム化合物	酸化クロム	Chromium(VI) oxide	CrO_3	0.52	1333-82-0
		クロム酸バリウム	Barium chromate	$BaCrO_4$	0.205	10294-40-3
		クロム酸カルシウム	Calcium chromate	$CaCrO_4$	0.333	13765-19-0
		三酸化クロム	Chromium(VI) trioxide	CrO_3	0.52	1333-82-0
		クロム酸鉛	Lead(II) chromate	$PbCrO_4$	0.161	7758-97-6
		クロム酸ナトリウム	Sodium chromate	Na_2CrO_4	0.321	7775-11-3
		重クロム酸ナトリウム	Sodium dichromate	$Na_2Cr_2O_7$	0.397	10588-01-9
		クロム酸ストロンチウム	Strontium chromate	$SrCrO_4$	0.255	7789-06-2
		重クロム酸カリウム	Potassium dichromate	$K_2Cr_2O_7$	0.353	7778-50-9
		クロム酸カリウム	Potassium chromate	K_2CrO_4	0.268	7789-00-6
		クロム酸亜鉛	Zinc chromate	$ZnCrO_4$	0.287	13530-65-9
		その他の六価クロム化合物	Other hexavalent chromium compounds	−	−	−
5 & 6	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）とポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	ブロモビフェニール及びそのエーテル類	Bromobiphenyl and its ethers	—	−	2053-07-5(2-ﾌﾞﾛﾓﾋﾞﾌｪﾆｰﾙ) 2113-57-7(3-ﾌﾞﾛﾓﾋﾞﾌｪﾆｰﾙ) 92-66-0(4-ﾌﾞﾛﾓﾋﾞﾌｪﾆｰﾙ) 101-55-3(ｴｰﾃﾙ)
		デカブロモビフェニール及びそのエーテル類	Decabromobiphenyl and its ethers	—	−	13654—9-6 1163-19-5(ｴｰﾃﾙ)
		ジブロモビフェニール及びそのエーテル類	Dibromobiphenyl and its ethers	—	−	92-86-4 2050-47-7(ｴｰﾃﾙ)
		ヘプタブロモビフェニールエーテル	Heptabromobiphenylether	$C_{12}H_3Br_{70}$	−	68928-80-3
		ヘキサブロモビフェニール及びそのエーテル類	Hexabromobiphenyl and its ethers	—	−	59080-40-9 36355-01-8(ﾍｷｻﾌﾞﾛﾓ-1,1-ﾋﾞﾌｪﾆｰﾙ)
		ノナブロモビフェニールエーテル	Nonabromobiphenyl ether	$C_{12}HBr_{90}$	−	63936-56-1
		オクタブロモビフェニール及びそのエーテル類	Octabromobiphenyl and its ethers	$C_{12}H_2OBr_8$	−	61288-13-9 32536-52-0(ｴｰﾃﾙ)
		ペンタブロモビフェニールエーテル（注：市販の PeBDPO は種々の臭素化ジフェニールオキシドを含む複雑な反応混合物である）	Pentabromobiphenyl ether (note:Commercialy available PeBDPO is a complex reaction mixture containing a variety of brominated diphenyloxides.	—	−	32534-81-9 （商用銘柄の PeBDPO に使われる CAS No.
		ポリ臭化ビフェニル類	Polybrominated biphenyls	$C_{12}H_XBr_{(10-X)}$	−	59536-65-1
		テトラブロモビフェニール及びそのエーテル類	Tetrabromobiphenyl and its ethers	—	−	40088-45-7 40088-47-9(ｴｰﾃﾙ)
		トリブロモビフェニールエーテル	Tribromobiphenyl ether		−	49690-94-0

注） JIG 101 を参考にして作成してあります。

上記のリストはすべてを網羅しているわけではありません。周知の CASNo.の付いている化学物質を例示しているにすぎません。

CAS No、Chemical Formula、重金属換算係数については万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。

表5. 適用除外項目

適用除外項目は、RoHS 指令の欧州委員会決定として随時発令されるものに準拠しています。

表5. 適用除外項目

付則番号	RoHS 指令適用除外項目	対象規制物質	官報発行日
1	ランプ1本あたり 5 mgを超えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀	水銀	2003/1/27
2	一般目的用の直管型蛍光灯に含まれる以下のものを超えない水銀 ・ ハロゲン化燐酸塩 10 mg ・ 通常耐久性蛍光灯中の三燐酸塩 5 mg ・ 長期耐久性蛍光灯中の三燐酸塩 8 mg	水銀	2003/1/27
3	特別な目的用の直管型蛍光灯に含まれる水銀	水銀	2003/1/27
4	付属書に定められていないその他のランプに含まれる水銀	水銀	2003/1/27
5	ブラウン管、電子コンポーネント及び蛍光管のガラスの中に含まれる鉛	鉛	2003/1/27
6	合金成分として含まれる以下の鉛 ・ 鋼材に含まれる 0.35 wt%までの鉛 ・ アルミ材に含まれる 0.4 wt%までの鉛 ・ 銅合金中の 4 wt%までの鉛	鉛	2003/1/27
7	・ 高融点ハンダに含まれる鉛(鉛含有率が 85%を超える錫/鉛ハンダ合金) ・ サーバ、ストレージ及びストレージ・アレイ・システムのハンダに含まれる鉛(2010 年まで除外) ・ スイッチ、シグナル、電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置及び通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛 ・ 電子セラミック部品に含まれる鉛(例:圧電デバイス)	鉛	2003/1/27 2005/10/25
8	特定危険物質及び調剤の販売と使用の制限に関する指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC によって禁止されている用途を除いた、電気接点及びカドミウムメッキに含まれるカドミウムとその化合物	カドミウム	2003/1/27 2005/10/25
9	9. 吸収型冷蔵庫中のカーボンスティール冷却システムの防錆処理における六価クロム 9a. 高分子アプリケーション中のデカ臭素ビフェニルエーテル(Deca-BDE) 9b. 鉛/青銅ベアリングシェル及びブッシュ中の鉛	六価クロム デカ BDE 鉛	2003/1/27 2005/10/25
10	9a、3、7項などについての評価を行う(新たな追加除外項目の言及はない)	—	2003/1/.27
11	コンプライアントピン・コネクタ・システムに使われている鉛	鉛	2005/10/25
12	熱伝導モジュール C リング用コーティング材としての鉛	鉛	2005/10/25
13	光学ガラス及びフィルター・ガラスに含まれる鉛及びカドミウム	鉛 カドミウム	2005/10/25
14	質量比 80%超かつ 85%未満の鉛含有量のあるマイクロプロセッサーのピンとパッケージ間の接続用の2種類以上の元素から成るハンダに含まれる鉛	鉛	2005/10/25
15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイとキャリア間の電気接続を完全にするためのハンダに含まれる鉛	鉛	2005/10/25
16	ケイ酸塩でコーティングした直管白熱ランプ管に含まれる鉛	鉛	2006/4/28
17	業務用複写機器に使用される高輝度放電(HID)ランプに放射媒体として使用しているハロゲン化鉛	鉛	2006/4/28
18	BSP($BaSi_2O_5$:Pb)などの蛍光体を使用する日焼け用ランプ及び SMS($(Sr,Ba)_2MgSi_2O_7$:Pb)などの蛍光体を使用するジアゾ複写、リソグラフィー、捕虫器、光化学及び硬化処理向けの特殊ランプの放電灯の蛍光粉末(重量比 1%以下の鉛)に活性化材として含まれる鉛	鉛	2006/4/28
19	超小型省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg 及び PbInSn-Hg に配合された鉛、及び補助アマルガムとして PbSn-Hg に特別に配合された酸化鉛	鉛	2006/4/28
20	液晶ディスプレイに使用される平面型蛍光ランプの前部と後部基板とを接合するためのガラスに含まれる酸化鉛	鉛	2006/4/28
21	ホウ素ケイ酸ガラス上のエナメルに利用されている印刷インキ中の鉛及びカドミウム	鉛 カドミウム	2006/10/14
22	光ファイバー通信システムに使用されるRIG(希土類鉄ガーネット)ファラデーローター中の不純物としての鉛	鉛	2006/10/14
23	0.65 ピッチ以下のNi-Feリードフレームのコネクター以外のファインピッチ部品の最終処理中の鉛、及び 0.65 ピッチ以下のCuリードフレームのコネクタ以外のファインピッチ部品の最終処理中の鉛	鉛	2006/10/14
24	セラミック多層コンデンサの円形で平面配置の機械加工のスルーホールのハンダ付けのためのハンダ中の鉛	鉛	2006/10/14
25	構造素子に用いられる、特に前面及び裏面ガラス誘導体層、バス電極、アドレス電極、バリアーリブ、シールフリット及びフリットリング中の、及びプリントペースト中の、プラズマディスプレイ(PDP)及び表面電界ディスプレイ(SED)中の酸化鉛	鉛	2006/10/14
26	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス封管中の酸化鉛	鉛	2006/10/14
27	ハイパワー(125 db SPL 以上で数時間動作させるように設計された)ラウドスピーカーに使用されるトランスデューサー用のハンダ中の鉛合金	鉛	2006/10/14
28	~~WEEE 指令 2002/96/EC(2003 年 1 月 27 日)のカテゴリー3(情報技術・電気通信機器)に該当する機器の腐食防止及び電磁波シールドに使用されている無塗装の金属板及び止め具の腐食防止コーティング中の六価クロム。期限 2007 年 7 月 1 日まで。~~(期限切れにより削除)	~~六価クロム~~	2006/10/14 削除 2007/10/12
29	クリスタルガラスに関する法律の近似化指令 69/493/EEC(1969 年 12 月 15 日)の付属書 I (カテゴリー1,2,3 及び 4)に定義されるクリスタルガラス中の鉛接着剤	鉛	2006/10/14

表6. 参考資料（その他の化学物質規制情報と使用例）

表6. その他の化学物質規制情報と使用例

No.	化学物質群	Substance	関連する主な法規制等	使用例
7	アスベスト類	Asbestos	76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(83/478/EEC ； 85/610/EEC ； 87/217/EEC ； 91/659/EEC；99/77/EEC)、米国有害物質規制法（新用途の制限）；労働安全衛生法(29CFR1910.1001-1051)	ブレーキライニング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填フィラー、顔料・塗料、タルク、断熱材
8	一部のアゾ染料・顔料 ※1	Azo Colorants	76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(2002/61/EC；2003/03/EC)	顔料、染料、接着剤
9	オゾン層破壊物質	Ozone Depleting Substances	日本の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、モントリオール議定書、米国大気浄化法第 611 条の 1990 年改訂版、76/769/EEC、危険物質の販売・使用及び修正：(94/60/EEC；97/64/EEC)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
10	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	Polychlorinated Biphenyls (PCBs)	化審法(第一種特定化学物質),76/769/EEC, 危険物質の販売・使用及び修正	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液
11	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	Polychloronapthalenes (Cl=>3)	化審法(第一種特定化学物質)	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気的特性、耐炎性、耐水性)、電気絶縁体、難燃剤
12	放射性物質	Radioactive Substances	原子炉等規制法	光学特性(トリウム)
13	一部の短鎖型塩化パラフィン ※2	Short Chain Chlorinated Paraffins	76/769/EEC(+2002/45/EC)	塩ビ可塑剤、難燃剤
14	トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニールスズ類(TPT類)	Tributyl Tins & Triphenyl Tins	化審法(第二種特定化学物質)	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤
15	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	Tributyl Tin Oxide (TBTO)	化審法(第一種特定化学物質)	防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤

※1　特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間皮膚に接触する部位に限る。
（特定アミンとは、76/769/EEC、第 19 次修正指令より出典されているアミン化合物を言う）

※2　炭素鎖長 ：10～13 の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。

三木プーリグループ　グリーン調達基準
第 3.0 版　公開版

制定日:平成 20 年 3 月 11 日
発　行:三木プーリ株式会社